

2022 年 1 月号

ウイグル人権問題に対する米国のアプローチの体系的理解と実務対応 ～強制労働防止法や監視技術の輸出管理等はどのように位置づけられるか～

- I. ウイグル人権問題に対する米国のアプローチの種類
- II. 各アプローチを整理する
- III. まとめ

森・濱田松本法律事務所
弁護士 梅津 英明
TEL. 03 6212 8347
hideaki.umetsu@mhm-global.com
弁護士 大川 信太郎
TEL. 03 6213 8150
shintaro.okawa@mhm-global.com

I. ウイグル人権問題に対する米国のアプローチの種類

近時、米国はウイグルにおける人権問題を背景として、様々な措置を講じています。昨年 12 月 23 日には、米国でウイグル強制労働防止法 (Uyghur Forced Labor Prevention Act) が成立し、本年 6 月より施行されることになっており、多くの日本企業においてその対応の検討が始まっています。また、同じく昨年の 12 月 10 日には、米国を含む 4 カ国による「輸出管理・人権イニシアチブ」が表明され、監視技術等の先端技術の輸出管理の枠組みが発表されるなど、直近でも次々と措置が打たれており、これらの措置を素早く理解し、自社の事業活動への適用可能性を検討し、対応を進めることは、もはや恒常的な危機対応の一環ともいえる状況となってきています。

他方で、米国の措置は複数のツールを用いて措置を講じており、また、それぞれの措置に類似する点もあることから、その体系的な理解は必ずしも容易ではなく、各措置が混同されて理解されているケースも散見されるように思われます。しかしながら、これらの措置は、その種類によって自社の事業活動へのインパクトも大きく異なるうえに、実務対応の方向性も異なってきます。そのため、これらの複雑な各種措置を体系的に、かつ、正確に理解することが極めて重要になってきています。

本ニュースレターは、現時点¹までに公表されているウイグルにおける人権問題を背景とする米国の措置等を一覧化したうえで、それぞれの相違点に焦点をあてながら、体系的な理解の一助となることを目的としています。

具体的には、米国は、大きく分けて①輸出規制、②輸入規制、③経済制裁、④対外投資規制、⑤人権デューディリジェンスの各アプローチを用いて、ウイグルにおける人権問題へ措置を講じています。また、①～⑤に加えて、企業には、⑥“ビジネスと人権”の文脈において全般的な見地からも、自社の事業活動における人権への配慮が求められ

¹ 2022 年 1 月 26 日をいいます。

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

ているといえます（これらの一部は、①～⑤の措置とは異なり、ソフトローの世界で求められているものもあります。）。

詳細な整理は後記Ⅱで論じることとしますが、各アプローチの概要をまとめると下表のとおりです。なお、本ニュースレターでは紙面の都合上、各アプローチの詳細な解説はしておりませんので、各アプローチの詳細については、弊所ニュースレター「[ウイグル人権問題を巡る米国の制裁等と中国の対抗措置等の動向～日本企業に迫られる対応](#)」（INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN、2021年8月号（Vol. 3））及び Client Alert「[危機管理：米国ウイグル強制労働防止法の成立（Uyghr Forced Labor Prevention Act）](#)」（Client Alert 2022年1月号（Vol.97））を参照ください。

下表にも見られるように、米国においては、各措置を担当する規制当局も異なり、その根拠法やガイドラインも異なります。また、それにより影響を受ける日本企業も異なってくるので、正確にそれらの違いを理解することが重要になります。

ハードロー

アプローチ	規制当局等	規制法令・ガイドライン	規制概要	関係する主な日本企業
輸出規制	商務省産業安全保障局 (BIS)	2018年輸出管理法 (ECA)・輸出管理規則 (EAR)	ウイグルにおける人権侵害に関与したとされる企業が Entity List に掲載され、事実上の輸出禁止先とされている。EAR 対象品目（米国原産品や米国原産品を一定以上組み込んだ外国製品等）については、再輸出も規制される。	<ul style="list-style-type: none"> Entity List 掲載企業に対して EAR 対象品目を再輸出する日本企業 Entity List 掲載企業に対して EAR 対象品目を輸出する米国子会社
輸入規制	国土安全保障省税関国境警備局 (CBP)	<ul style="list-style-type: none"> 関税法 ウイグル強制労働防止法 (2022年6月施行予定) 	関税法第 307 条では、米国に輸入されようとしている貨物について、当該貨物が強制労働によって生産等されている合理的な疑いがある場合、違反商品保留命令 (Withhold Release Order, WRO) を発出することにより、当該貨物の輸入を差し止めることができる。 ウイグル強制労働防止法では、①ウイグルにおいて採掘、生産又は製造された製品、及び②（今後リストに掲載される予定の）ウイグルにおける人権侵害に関与したとされるウイグル域外の者により、採掘、生産又は製造された製品の全てが原則輸入禁止とされる。	<ul style="list-style-type: none"> ウイグル原産品・特定ウイグル関連企業の製品を使用した貨物を米国に輸出する日本企業 ウイグル原産品・特定ウイグル関連企業の製品を輸入する米国子会社
経済制裁	財務省外国資産管理室 (OFAC)	<ul style="list-style-type: none"> グローバルマグニツキー法 ウイグル人権政策法 	ウイグルにおける人権侵害に関与したとされる企業が SDN List に掲載され、事実上の取引禁止対	<ul style="list-style-type: none"> SDN List 掲載企業と米国企業を介して取引を行う日本企業（米ドル建てで送金を行

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

ソフトウェア

			象とされている。なお、イラン制裁のようないわゆる二次制裁はグローバルマグニツキー法には規定されていない。	う場合を含む。)・SDN List 掲載企業と取引を行う米国子会社 ・SDN List 掲載企業と取引を行う米国企業の日本子会社
対外投資規制	同上	大統領令第 13959号・大統領令第 14032 号	ウイグルにおける人権侵害に関与したとされる企業がNS-CMIC Listに掲載され、投資禁止対象とされている。	・NS-CMIC List 掲載企業の株式を取得・保有する米国子会社 ・NS-CMIC List 掲載企業の株式を取得・保有する米国企業の日本子会社
人権 DD	カリフォルニア州	カリフォルニア州サプライチェーン透明法	カリフォルニア州で事業を行い、全世界で年間総収入 1 億ドル以上を得ている小売業者と製造業者について、サプライチェーンにおける奴隷労働および人身売買に関するリスク評価・対応のための監査等を企業に義務付けている。	カリフォルニア州で事業を行う一定規模以上の日本企業・米国子会社
	国務省 財務省 商務省 国土安全保障省 通商代表部 労働省	新疆サプライチェーンビジネスアドバイザー	ウイグルに関わるビジネスを行っている企業等に対し、人権侵害を行っている中国の団体等に関することによる米国法違反のリスクを警告し、これまで以上に綿密な人権デューディリジェンスを行うよう強く促している。ただし、ガイドラインであり、欧州の人権 DD 法のようなハードローでのアプローチではない。	自社のビジネス・サプライチェーンにおいてウイグルに関係がある全ての企業
ビジネスと人権	—	—	企業には「国際的に認められた人権」を尊重する責任があることを明確にしたうえで、自らが直接引き起こす人権侵害だけでなく、取引先等によって間接的に引き起こされる人権侵害をも防止又は軽減することを求めている。	自社のビジネス・サプライチェーンにおいてウイグルに関係がある全ての企業

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

II. 各アプローチを整理する

1. 法人・個人を列挙する複数のリストを整理する

輸出管理、輸入管理、経済制裁、対外投資規制のいずれにおいても、規制の対象とする法人・個人をリスト化する方法が採用されています。リストの名前は似ていますが、それぞれ異なる規制に位置づけられるリストであり、規制される行為も異なるため、混同しないように注意が必要です。

各リストの概要をまとめると下表のとおりです。

アプローチ	リストの名称	リスト掲載の効果
輸出規制	Entity List	Entity List 掲載者が取引関係者（購入者、中間荷受人、最終荷受人又はエンドユーザー）となる場合、Entity List で指定される範囲において、EAR 対象品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）に輸出許可が求められる。 Entity List に基づき許可が求められる場合、各 Entity List 掲載者の輸出許可審査方針欄に基づき審査されるところ、多くの場合、原則不許可（presumption of denial）とされている。
輸入規制	強制労働執行タスクフォースが今後作成するリスト（名称未定）	リスト掲載者が採掘、生産又は製造した製品は、強制労働により採掘、生産又は製造されたものと推定され、反証できない限り、米国への輸入が禁止される。
経済制裁	SDN List	SDN リスト掲載者の財産等であって、米国人・米国企業（United States person）の所有・支配下にあるもの等は、移転、支払い、輸出、引き出しその他の方法での処分が禁止される。当該禁止行為は、原則米国人・米国企業（United States person）に適用されるが、米国人・米国企業以外であっても、米国人・米国企業に禁止行為をさせようとする行為や禁止行為のための共謀は禁止されている。 また、SDN リスト掲載者の米国への入国も禁止される。
対外投資規制	NS-CMIC List	米国・米国企業（United States person）人による、NS-CMIC List 掲載者の上場証券等の購入又は売却が禁止されている。 なお、大統領令第 14032 号で廃止された大統領令第 13974 号では、米国人による NS-CMIC List 掲載者の株式保有も禁止対象であることが明示されていたが、大統領令第 14032 号で禁止されるかは明らかでない。

2. 域外適用の考え方を整理する

米国の規制は、米国の法域外においても規制が適用（域外適用）される場合があり、その域外適用により米国子会社ではない日本企業も影響を受けることがあります。ただし、日本企業への影響については、各アプローチで影響の範囲が異なります。特に、輸出規制における、一定割合以上の米国原産品が含まれる製品等に限り再輸出規制（日本からの輸出にも適用される）というデミニミスルールの考え方や、また、経済制裁における、経済制裁が直接適用される米国人・企業等の違反行為を生じさせたり支援したりしたといった幫助・共犯のような論理で制裁が科される考え方は、その理解が非常に複雑であると共に、他のアプローチにおいても同様の考え方が当てはまる

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

かといった点においても混同して理解されることがあるので注意が必要です。

各アプローチにおける域外適用の考え方をまとめると下表のとおりです。

アプローチ	ポイント	域外適用の考え方
輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> 再輸出規制あり デミニミスルールあり 理論上は幫助した場合にも適用あり 	<ul style="list-style-type: none"> EAR 対象品目（米国原産品や米国原産品を一定以上組み込んだ外国製品や米国原産の技術・ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品等）については、再輸出も規制される。そのため、米国から部品を輸入して日本で組み立てた製品を Entity List 掲載者に日本から輸出する場合なども、米国の輸出規制の対象となり得る。 一方で、デミニミスルールが存在し、EAR 対象品目が外国製品目の総価額の 25%以下（イラン、北朝鮮、シリア及びキューバ向けは 10%以下）であれば、再輸出規制の対象外とされる。 EAR では、EAR 違反行為を生じさせた場合や幫助した場合にも、EAR 違反とされている。そのため、例えば、米国企業による EAR 違反行為に関連する送金を処理する場合や米国企業による EAR 違反行為のロジスティクスに関与する場合にも理論上は EAR 違反が論点になるが、現実的な執行可能性については個別に判断する必要がある。
輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> デミニミスルールなし 理論上は幫助した場合にも適用あり 	<ul style="list-style-type: none"> ウイグル強制労働防止法においては、ウイグル原産品等の米国への輸入が禁止されているところ、ウイグル原産品等が使用された外国製品についても輸入禁止となる。 輸出規制のようなデミニミスルールは存在せず、外国製品に少しでもウイグル原産品等が含まれていれば輸入禁止の対象となり得る。 また、関税法では、関税法違反となる輸入を幫助した場合にも、関税法違反とされている。そのため、例えば、米国企業によるウイグル強制労働防止法（関税法第 307 条が執行の根拠とされる）違反行為に関連する送金を処理する場合や米国企業によるウイグル強制労働防止法違反行為のロジスティクスに関与する場合にも理論上は関税法違反が論点になるが、現実的な執行可能性については個別に判断する必要がある。
経済制裁	<ul style="list-style-type: none"> デミニミスルールなし 幫助・共犯の考え方あり 	<ul style="list-style-type: none"> OFAC による経済制裁においては、米国人・米国企業による SDN List 掲載者との取引が禁止される。 輸出規制のようなデミニミスルールは存在せず、金額の多寡にかかわらず、米国人・米国企業による SDN List 掲載者との取引は経済制裁違反となる。 また、グローバルマグニツキー法では、経済制裁違反となる取引を生じさせた場合にも、経済制裁に違反するとされている。そのため、例えば、米国企業による経済制裁違反行為に関連する送金を処理する場合や米国のコルレス銀行を介して SDN List 掲載者との米ドルの送金を行うことも経済制裁違反とされており、グローバルマグニツキー法と類似する経済制裁プログラムでは複数執行事例が存在する。
対外投資規制	<ul style="list-style-type: none"> デミニミスルールなし 幫助・共犯の考え方あり。ただし、実務上問題になるシナリオは限定的か 	<ul style="list-style-type: none"> OFAC による対外投資規制においては、米国人・米国企業による NS-CMIC List 掲載者の上場株式等の取得等が禁止される。 輸出規制のようなデミニミスルールは存在せず、金額の多寡にかかわらず、米国人・米国企業による NS-CMIC List 掲載者の上場株式等の取得等は対外投資規制違反となる。 また、大統領令第 13959 号では、対外投資規制違反となる取引を生じさせた場合にも、経済制裁に違反するとさ

		<p>れている。米国人・米国企業による NS-CMIC List 掲載者の上場株式等の取得等に日本企業が関与する場面は限定的とも思われるが、例えば日本企業が米国で設立した SPC を介して NS-CMIC List 掲載者の上場株式等の取得等を行う場合などは、日本企業も対外投資規制違反となる取引を生じさせたとして、対外投資規制違反が問題となり得る。</p>
--	--	---

3. ハードローとソフトローによるアプローチを整理する

一概にウイグルにおける人権問題への措置といっても、法令に基づき法的強制力をもって行われる場合（ハードローによるアプローチ）と、法令ではないガイドライン等に基づき法的強制力を伴わない形で行われる場合（ソフトローによるアプローチ）があります。違反した場合のリスクを評価するにあたり、重要な点であり、混同しないよう注意が必要です。

具体的には、輸出規制、輸入規制、金融制裁、対外投資規制はハードローによるアプローチが採用されている一方、人権デューディリジェンスの取組促進等に関する措置に関しては、カリフォルニア州など一部州レベルではハードローが導入されているものの、連邦政府レベルではガイドラインによるソフトローでのアプローチが採用されています。

また、ビジネスと人権に関する全般的な取組みとしては、米国政府の施策ではありませんが、2011年に国連人権理事会で決議された「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする各種のソフトローによって企業による積極的な取組みが求められており、ウイグルにおける事業活動に際しても、ハードローを遵守するだけでなく、そうしたソフトローの観点からの取組みも求められています。

4. 人権デューディリジェンスにおける「輸入における人権」と「輸出における人権」の考え方の違いを整理する

ウイグルに限らず、企業のビジネス活動において人権侵害に加担しないためには、（有事になる前の）平時の段階から、自社の国内外のサプライチェーンに対する人権デューディリジェンスを着実に実行し、平時から人権課題への取組みを進めておくことが重要です²。

近時、人権デューディリジェンスに積極的に取り組む日本企業も急速に増えてきましたが、人権デューディリジェンスに際しても、「輸入における人権」と「輸出における人権」の違いを意識しておくことが重要となります。「輸入における人権」と「輸出における人権」では問題になる場面が異なり、人権デューディリジェンスにおいてみ

² なお、ウイグルにおける人権デューディリジェンスについては、中国政府がウイグルにおける人権侵害を否定していること等もあり、事実上、一般的な手法による人権デューディリジェンスの実施が容易ではない場合もあります。そのため、どのような形で平時の取組みを進めることができるかは、各社の事業特性等も踏まえたケースバイケースでの個別具体的な検討を行い、様々な実務上の手段を駆使しながら推進することが求められるようになってきています。

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

るべき内容も異なるためです。

具体的には、輸入における人権問題は、日本企業が輸入する貨物等が輸入元の国で人権侵害に関与する形で製造等されていないかという観点から確認されることが多いです。そのため、サプライチェーンの上流にいる製造業者等に対して、製造過程における人権侵害への関与に関する質問や監査、教育、モニタリングを行うなどの方法により人権デューデリジェンスを行うことが求められます。

一方で、輸出における人権問題は、日本企業が輸出する貨物等が輸出先の国で人権侵害に関与する形で利用されていないかという観点から確認する必要があります。そのため、サプライチェーンの下流にいるエンドユーザーの属性や利用目的を確認するなどの方法により人権デューデリジェンスを行う必要があります。例えば、ウイグルをめぐっては、国際的な人権 NGO や報道機関等において、輸入における人権問題だけでなく、輸出における人権問題も取り上げられており、特に監視カメラ等のサーベイランス品目について日本企業も名指しされる形で指摘されたこともあるため、こうした輸出における人権に関しても意識して人権デューデリジェンスを実施しておく必要があります。

Ⅲ. まとめ

ウイグル人権問題に関して米国がさまざまなアプローチで措置を講じている一方で、中国は反外国制裁法を施行するなど対抗措置を強化しています。また、中国政府は、中国によるウイグル族に対する人権侵害の事実はないと一貫して主張しており、日本企業にとっては、その米中対立の間で「板挟み」の状態になることも少なくありません。

このような米中の狭間に置かれた日本企業として取るべき方策は唯一無二のものがあるわけではなく、個別の事例ごとに検討をする必要がありますが、いずれにせよ法令等の措置を正確に理解することがその出発点になることは論を俟ちません。ウイグルをめぐる人権問題に関する措置は日々情報がアップデートされている分野ですが、本ニュースレターが、それらのアップデートに関する迅速かつ体系的な理解をすることの一助となれば幸いです。

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『第 4773 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「安全保障貿易管理と企業におけるコンプライアンスの勘所」』

開催日時 2022 年 1 月 31 日(月) 13:30~15:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『日米中における貿易管理と実務対応～経済産業省で貿易管理及び経済安全保障政策に従事した弁護士が経済安保・人権の視点からリスク管理を含めて解説～』

開催日時 2022 年 2 月 2 日(水) 13:30~16:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第 4780 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「改正外為法に基づく外資規制の実務一元立案担当者・審査官が解説」』

開催日時 2022 年 2 月 8 日(火) 9:30~11:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『金融業界・IT ベンダーのための経済安全保障入門』

開催日時 2022 年 2 月 16 日(水) 9:30~12:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『第 4792 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「法律を通じて体系的に学ぶ経済安全保障—経済安保を構成する主要 11 分野」』

開催日時 2022 年 2 月 18 日(金) 9:30~11:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第 4796 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「経済安全保障・人権に関する規制リスクの高まりとわが国企業の対応策」』

開催日時 2022 年 2 月 24 日(木) 9:30~11:30

講師 宮岡 邦生

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- セミナー 『アクティビスト株主対応における外為法の実務～立案担当者が教える日本企業からみた外為法のポイント～』
- 開催日時 2022年2月28日(月) 13:30～16:30
- 講師 大川 信太郎
- 主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について —パブコメ回答を踏まえた解説—」
- 掲載誌 CISTEC ジャーナル 2021年11月号
- 著者 大川 信太郎

- 論文 「外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について—安全保障貿易管理の基礎から解説—」
- 掲載誌 NBL No.1207
- 著者 大川 信太郎

- 論文 「輸出禁止・輸出制限技術目録（前編・概要）」
- 掲載サイト 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 著者等 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘

- 論文 「輸出禁止・輸出制限技術目録（後編・実務上のポイント）」
- 掲載サイト 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 著者等 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘

- 論文 「新連載 企業法務のための経済安全保障 第1回 経済安全保障とは何か」
- 掲載誌 ビジネス法務 2022年2月号
- 著者 大川 信太郎

- 論文 「類型別 不正・不祥事への初動対応 第1回 個人データの漏えい」
- 掲載誌 ビジネス法務 2022年2月号
- 著者 山内 洋嗣、山田 徹、蔦 大輔

- 論文 「金融業界・ITベンダーのための経済安全保障入門」
- 掲載誌 The Finance
- 著者 大川 信太郎

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- 論文 「企業法務最前線 「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」（2021 年 10 月公表）について」

掲載誌 月刊監査役 No.728

著者 山内 洋嗣
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第 2 回 経済安全保障を読み解く主要 11 分野 ——貿易管理編」

掲載誌 ビジネス法務 2022 年 3 月号

著者 大川 信太郎
- 本 『詳解 外為法 貿易管理編——外国法令も踏まえた理論と実務』

出版社 株式会社商事法務

著者 大川 信太郎

NEWS

- The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて、当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、Risk management and investigations 分野では、藤津 康彦、梅津 英明が Leading individual に、山内 洋嗣が Next Generation Partners に選ばれました。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）及びミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。
- Chambers Asia-Pacific 2022 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2022 にて、当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、International Trade 分野では、石本 茂彦、梅津 英明が高い評価を得ました。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）及びミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。
- 日本経済新聞の 2021 年の「企業法務・弁護士調査」において高い評価を得ました

日本経済新聞社による 2021 年の「企業法務・弁護士調査」の、2021 年に活躍した弁護士ランキング（企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング（企業票＋弁護士票））において、当事務所の弁護士が以下のとおり選ばれました。

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

さらに、同調査の頼りがいがあると思う法律事務所（企業が選ぶ法律事務所ランキング）において、総合で2位になるとともに、「幅広い分野への対応」と「対応の迅速さ」では全事務所で最高評価を獲得しました。

企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング

・危機管理

山内 洋嗣 弁護士（総合3位）

藤津 康彦 弁護士（総合8位）

・税務

大石 篤史 弁護士（企業5位、総合4位）

小山 浩 弁護士（総合7位）

・企業法務

澤口 実 弁護士（総合4位）

石綿 学 弁護士（総合6位）

企業が選ぶ法律事務所ランキング

森・濱田松本法律事務所 2位

- ▶ 大川 信太郎 弁護士の『経済安全保障と外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について』と題する記事が週刊経団連タイムスに掲載されました
- ▶ パートナー及びカウンセラー就任のお知らせ
本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

倉持 喜史、石川 大輝、増田 雅史、宮岡 邦生、堀尾 貴将、中野 玲也、朽網 友章、鈴木 信彦、中野 恵太、チョン・チア・チー、デイビット・ベックステッド

また、同日付けで11名の弁護士及び1名の弁理士がカウンセラーに就任いたしました。

【カウンセラー】

野間 裕亘、若林 功晃、上田 雅大、黒田 大介、竹腰 沙織、松村 謙太郎、立石 光宏、チョティウット・スックプラダップ、ブーンスック・ポーンパタナナングーン、タワチャイ・ブーンマヤパン、ラッタイ・カモンワーリン

【カウンセラー弁理士】

CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

田中 尚文

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com